

ふくしま女性活躍応援会議幹事会設置要綱

ふくしま女性活躍応援会議設置要綱第6条第2項に基づき、ふくしま女性活躍応援会議幹事会設置要綱を次のとおり定める。

(目的)

第1条 ふくしま女性活躍応援会議（以下「本会議」という。）における協議内容の調整や取組の具体化に向けた意見交換等を行うことにより、本会議の取組の一層の促進を図ることを目的として、ふくしま女性活躍応援会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、次の事項を所管する。

- (1) 本会議に付議する事案の調整・検討に関すること。
- (2) 関連事業の連絡調整に関すること。
- (3) その他女性の活躍促進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 幹事会は幹事長を置き、幹事長は生活環境部男女共生課長の職にある者をもって充てる。

2 幹事会は、本会議の構成団体と同一団体に所属する者のうち、各団体長の選定した者により構成する。

(会議)

第4条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は、生活環境部男女共生課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、本会議の代表が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。